

6月23日から29日までの1週間は、

「男女共同参画週間」です！！

高松市では、この期間中、男女共同参画都市宣言（平成9年12月）の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事を行います。この機会に、男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみませんか？



◆令和5年度 高松市「男女共同参画週間」実施事業◆

◆女性弁護士による法律講座・相談◆



離婚について考える

～知っておきたい法的知識～



参加費
無料

日時：6月28日(水) 第1部（法律講座）午後1時30分～午後2時50分
第2部（個別相談）午後3時～午後5時

- 【個別相談】・第1部の講座を受講した人のうち、希望する高松市在住又は在勤の女性の方
・事前予約制、先着順、定員4名、1人30分程度
・昨年度個別相談を受けられていない方を優先とします。

講師（相談員）：筒井 由果 氏（弁護士）

場所：高松市男女共同参画センター（たかまつミライエ6階）

申込方法：6月5日（月）から6月21日（水）までに、男女共同参画・協働推進課へ電話でお申し込みください。

◆男女共同参画に関するパネル展◆



会場	①高松市男女共同参画センター 交流サロン（たかまつミライエ6階）	②IKODE瓦町イベント展示コーナー （瓦町フラッグ8階）
期間	6月23日（金）～6月29日（木）	6月21日（水）～6月27日（火）
出展団体	高松市男女共同参画センター 男女共同参画センター登録団体	高松市男女共同参画・協働推進課 香川県人権擁護委員連合会 高松法務局

◆お申し込み・お問い合わせ◆

→【高松市男女共同参画・協働推進課】

電話：087-839-2275 FAX：087-839-2125

メール：danjyo@city.takamatsu.lg.jp

法務省
人権啓発活動委託事業
主催：高松市